新潟県建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和５年３月31日

新潟県知事　　花　角　　英　世

**新潟県規則第39号**

新潟県建設業法施行細則の一部を改正する規則

新潟県建設業法施行細則（昭和44年新潟県規則第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

| 改　　正　　後 | 改　　正　　前 |
|---|---|
| （書類の提出）<br>**第２条**　次に掲げる者は、関係書類正本１通及び副本１通を知事に提出しなければならない。<br>(1)～(5)　（略）<br><br><br><br>２　法第３条第１項の規定による許可に関する証明を申請する者は、別記様式による申請書正本１通及び交付を受けようとする証明書の数に相当する数の副本を知事に提出しなければならない。<br><br><br><br>**別記様式**（第２条関係）<br>（略）<br>建設業許可証明申請書<br>（略）<br>新潟県知事　様<br>（略）<br>新潟県知事　㊞ | （書類の提出）<br>**第２条**　次に掲げる者は、関係書類正本１通及び副本２通を提出しなければならない。<br>(1)～(5)　（略）<br>２　前項に規定する書類は、その主たる営業所の所在地を管轄する地域振興局長を経由して提出しなければならない。<br>３　法第３条第１項の規定による許可に関する証明を申請する者は、別記様式による申請書正本１通及び交付を受けようとする証明書の数に相当する数の副本を提出しなければならない。<br>４　前項の規定による書類は、その主たる営業所の所在地を管轄する地域振興局長に提出しなければならない。<br><br>**別記様式**（第２条関係）<br>（略）<br>建設業許可証明申請書<br>（略）<br>地域振興局長　様<br>（略）<br>地域振興局長　㊞ |

**附　則**

この規則は、令和５年４月１日から施行する。